

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和2年度第3回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村補佐 それでは、定刻となりましたので、令和2年度第3回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます援護企画課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

冒頭、厚生労働省事務局の橋本社会・援護局長から御挨拶を申し上げます。

○橋本社会・援護局長 本日は大変お忙しい中、皆様方におかれましては、この場にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、去る8月17日付の人事異動によりまして、谷内前局長の後任としまして社会・援護局長を拝命いたしました橋本でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の開始に当たりまして、その冒頭、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

既に皆様方御案内のとおりでございますが、昨年の9月19日に「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されいながら、適切な対応が行われてこなかった事例を公表して以降、この有識者会議の場におかれまして、皆様方、大変精力的に御議論いただきまして、御意見を取りまとめていただいたわけでございます。その上で、前回の5月21日の有識者会議におきまして、戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針を策定するに至ったわけでございますが、これは本当にひとえに構成員の皆様方大変熱心な御努力、御熱意のたまものと思っております。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私ども厚生労働省といたしましては、このまとめたいただいた御意見、そしてそれを踏まえて策定した新しい方針に沿って、また、今後とも皆様方からいただく様々な御意見、こういったものを踏まえて、国民の理解を得ながら、遺骨収集事業を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

本日も皆様方から忌憚のない御意見を頂戴いたしますよう、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中村補佐 次に、今回から新たに構成員として本会議に御参加いただきます方を御紹介させていただきます。

東京女子大学現代教養学部教授の黒沢文貴構成員です。

○黒沢構成員 黒沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村補佐 また、これまで構成員として本会議に御参加していただいております信州大学医学部法医学教室の浅村教授につきましては、7月に戦没者遺骨鑑定センターのセンター長に御就任いただきましたことから、今回からはオブザーバーとして本会議に御参加いただくこととしております。

なお、本日、竹内構成員につきましては、所用により御欠席となっております。

次に、事務局の出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございますが、8月に人事異動がありました関係で変更がございます。先ほど御挨拶申し上げた橋本社会・援

護局長、岩井大臣官房審議官、伊澤援護企画課長です。

前回の有識者会議をもちまして、有識者会議開催当初から座長をお務めいただいた戸部構成員が御退任されました。つきましては、再度、構成員の皆様の互選によって座長を選出いただくこととなります。どなたかその件につきまして、御意見などございますでしょうか。

熊谷構成員、どうぞ。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

座長なのですけれども、援護行政に長く携わっておられまして、非常に深い知見をお持ちの犬伏構成員にお願いしたらよろしいのではないかと思います。

○中村補佐 ただいま、熊谷構成員から、犬伏構成員を座長にということで御意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。御賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(首肯する者あり)

○中村補佐 それでは、犬伏構成員に座長をお願いしたいと思います。

ここで、本来であれば、座長には会議テーブルの中央の座席、座長席に移動していただくところですが、今回、コロナ感染拡大防止の観点から、恐れ入りますが座席の御移動は控えていただき、現状のまま議事を進行させていただきますことを御了承いただければと思います。

初めに、犬伏座長から一言御挨拶をいただけますでしょうか。

○犬伏座長 ただいま、熊谷構成員からの推薦を受けまして、戸部先生の後任として座長を務めさせていただくことになりました。不慣れではございますけれども、進行のほう、皆様の御協力を得て進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中村補佐 ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

(カメラ撮影終了)

○中村補佐 議事に入る前に、配付資料の確認をお願いいたします。

お手元に、議事次第、座席図、有識者会議の開催要綱、資料1「戦没者遺骨鑑定センター」、資料2「『戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し』による『戦没者遺骨収集等における手順書(改訂案)』への反映状況について」、資料3-1「戦没者の遺骨収集事業の概要」、資料3-2「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月3日社会・援護局)」、参考資料といたしまして「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」。

それから、「戦没者慰霊事業の概要」、「遺骨収集事業の概要」、こちらの2種類のパンフレットを参考までに配付させていただいております。

資料の配付漏れ等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思いますが、大

丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長から進行をお願いいたします。

○犬伏座長 それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

まず、本日の議題1「戦没者遺骨鑑定センターについて」、資料1についての御説明をお願いしたいと思います。

○伊澤援護企画課長 失礼いたします。援護企画課長でございます。

まず、第3回目ということでございまして、今回の会議の位置づけ、主旨などについて御説明申し上げた上で、資料1の説明に移らせていただきたいと思います。

冒頭、社会・援護局長からも挨拶申し上げましたとおり、前回の会議におきまして戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて御報告申し上げまして、構成員の皆様からも御意見を賜った上で、お認めいただいたというような形になっております。本日の会議におきましては、この抜本的な見直しに沿って、現在数か月たっておるわけでございますけれども、ここまで進めてまいりました私どもの各種取組の進行状況について御報告をすることにいたしたいと思っております。

この抜本的な見直しは、参考資料として一番後ろにつけてございますので、必要に応じ御参照いただければと思います。

この中では大きく3つの柱がございました。1点目がガバナンスの強化ということで、特に情報共有・管理体制の整備、それから本日もその一環でございますけれども、情報公開をしっかりとしていくということでございます。この中では、いわゆるネガティブ情報、私どもにとって決して都合のよくない情報であったとしても、それをしっかりと公開していくということがうたわれております。

2点目でございますが、収容・鑑定の在り方の見直し。特に科学的所見への適切な対応ということで、今後の遺骨収集におきましては、科学的な視点をしっかり入れていくということでございます。その中でも、これまでの遺骨収集の手順をこれに沿って見直すということが重要なポイントとなってございますので、本日も遺骨収集等に参加する派遣団員に広く共有するための手順書の改訂をこの観点から御報告申し上げたいと思っております。

3点目ということで、体制の整備でございます。その中でも鑑定に関するものでございまして、この7月に戦没者遺骨鑑定センターを立ち上げてございますので、その辺りのことについて御報告申し上げたいと思います。

それでは、資料1の説明に移らせていただきます。

○橋本鑑定調整室長 鑑定調整室長の橋本です。

それでは、資料1の「戦没者遺骨鑑定センター」を御覧ください。こちらは、7月16日に内部組織である大臣伺い定め室として戦没者遺骨鑑定センターを立ち上げました。戦没者遺骨鑑定センターでは、遺骨の科学的鑑定、戦没者遺骨の鑑定に関する研究などに係る業務を行うこととしております。

資料の上のほうに業務内容、その下にセンターの体制を書かせていただいております。

体制では、左側になりますけれども、浅村センター長の下にセンター企画運営調整官を置き、その下に企画運営担当、技術調整担当、所属集団判定担当、身元特定担当の各担当を数名ずつ、私どもの職員を配置してございます。※の分析施設は、一部の分析自体は自前で行うことを視野に入れながら、今後検討していく予定でございます。

そのすぐ右側に移りますと、戦没者遺骨鑑定センター運営会議でございます。センターの運営機能を持ち、年度計画、鑑定方法の見直しや新たな技術の活用などを議論いただくこととしており、その下に所属集団判定会議と身元特定DNA鑑定会議がぶら下がってございます。所属集団会議は、所属集団の判定に関し知見のある方に個々の遺骨について、日本人であるかどうかを判定いただくための会議として、今般新しく設置いたしました。もう一つの下にございます身元特定DNA鑑定会議は、前身の戦没者遺骨のDNA鑑定人会議を引き継ぐ形で、血縁関係の確認を進めていく会議であります。

右端の囲いのところが本件有識者会議でございます。この会議において戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について定期的に報告し、外部有識者の意見やアドバイスをいただくこととしてございます。

次のページをめくっていただきますと、戦没者遺骨鑑定センター運営会議の開催について、目的、構成、運営、その他ということで記されてございます。その横が構成員でございます。こちらの座長は浅村先生。

その次をめくっていただきますと、所属集団鑑定会議の開催。そして、右側のほうに構成員。こちらは篠田先生に座長をお願いしてございます。

次をめくっていただきますと、DNA鑑定会議の開催と構成員ということで、こちらにつきましては、構成員、座長の顔ぶれは前と変わりはございません。

これらの会議は、法医学、人類学などの各分野の専門家による合議体となつてございます。また、この会議におかれましては、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページで公開していきます。

次に、8ページの「戦没者遺骨鑑定センターの取組状況について」を御覧ください。

まず、スケジュールのところ、7月16日に厚生労働大臣伺い定め室、こちらは大臣が厚生労働省の職員に対する業務の指示として立ち上げたものです。今後、省令等の改正により、法令上の組織としての設置を目指していくこととしてございます。翌17日にセンターの立ち上げをプレスしてございます。29日に第1回戦没者遺骨鑑定センター運営会議と第1回身元特定DNA鑑定会議を開催し、31日に第1回所属集団判定会議を開催しました。各会議の検討状況につきましては、以下のとおりになってございます。主要の2点について御説明させていただきます。

各会議検討状況の2つ目の○、所属集団判定会議の議論状況でございます。2ポツ目の国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準について、昨年8月にカザフスタン共和国で採取した14検体のDNAデータ等を資料として議論。14検体のうち2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他12検体については日本人の遺骨である蓋然性があ

るが、判定結果を確定するには至ってございません。引き続き、判定基準を含め議論を行うこととなっております。その旨を同会議の検討状況につきまして、9月4日に公表いたしました。

別資料といたしましてプレスリリースを添付してございます。このプレスリリースを1枚めくっていただきまして、中段に※のところがございます。こちらに昨年8月収容時における検体採取の経過等について補足してございます。今回の事例におきましては、過去、ロシアで収容された遺骨の一部に日本人でない遺骨が含まれている可能性があるとの指摘を踏まえ、現地に派遣した日本人鑑定人が慎重に骨の形質鑑定を行い、日本人遺骨であることに少しでも疑義がある場合には検体のみを持ち帰り、その他の部位は現地に未焼骨で保管するという方針の下で実施いたしました。うち2検体につきましては、骨の形質鑑定でヨーロッパ系とアジア系との特徴を併せ持つ遺骨であると判断したため、DNA鑑定に必要な最小部位、こちらは歯などになりますけれども、検体として持ち帰り、その他の部位は現地において再埋葬してございます。

なお、今後行われる遺骨収集においては、本年5月に定めた新たな遺骨収集の手順に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合のみ検体を持ち帰り、それ以外の場合は持ち帰らない取扱いとなっております。

所属集団の判定については、プレスリリースの別添1でその鑑定方法を掲げてございます。こちらは鑑定方法の手法として、①としてウェブ上のデータベースを参照したDNAの分析、②として次世代シーケンサによるSNP分析、この2つの手法を取り入れるような形になってございます。本件に関しましては、※にもございますように、カザフスタンの遺骨は日本人の蓋然性が低いとされた2検体について、①のウェブ上のデータベースを参照した結果、ヨーロッパ系とされたものでございます。

別添2につきましては、御説明した内容と重なるところもございますので、省略させていただきます。

資料1に戻りまして、9ページ、もう一つの○の身元特定DNA鑑定会議の議論の状況であります。2ポツ目のキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁にて収容された米国DPAA管理下のアジア系遺骨についてであります。昨年、米国DPAAより、日本及び韓国に対しDNA鑑定用の検体が提供されてございます。この検体数につきましては、全部で162検体でございます。以来、日米間の専門機関が身元特定のためのDNA分析を実施、そのうち1柱について日本人遺族との血縁関係があるとの結果を得まして、8月26日に公表しました。今回身元が特定された御遺骨は現在、ハワイにおいて保管されているため、新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限が解除された後、御遺骨を日本へ送還する予定でございます。

また、この1件に加え、もう1柱、2例目になりますが、日本人遺族との間に血縁関係があるとの鑑定結果を、米国を通じて韓国に伝え、回答を待っておりましたところ、先方より鑑定結果に対する同意を得られましたので、この会議で御報告を申し上げる次第でございます。本件は2例目のため、個別のプレスリリースは行わない予定でございます。

なお、もう一つございます添付資料につきましては、先般公表しました8月26日の1例目のものでございます。一応その旨だけ申し添えさせてきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 ここまで事務局からの説明をいただきましたけれども、御意見、御質問はあるでしょうか。いかがでしょうか。

オブザーバーの浅村先生から何か付け加えることはありますでしょうか。

○浅村氏 今御説明いただいたとおりで、つい先日、このセンターが立ち上がりました。運営会議、所属集団判定会議、身元特定会議と3つあるのですけれども、それぞれ第1回の会議が終了しております。

判定が行われて、日本人である可能性が少ない方であったり、あるいは個人の特定にまで至ったケースは今御説明いただいたとおりで、今後も、こういうセンターが立ち上がったということですので、今まで以上に効率よく事業が進行するように努めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

それでは、資料2の戦没者遺骨収集等における手順書について、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤事業推進室長 事業推進室長の佐藤でございます。私から資料2について御説明をさせていただきます。

資料2、横長の表ですけれども、これまで前回のこの会議でお示した抜本の見直しを踏まえまして、遺骨収集手順書について見直しを行ってまいりました。昨年使用していた手順書について、事項の組換えや大幅な字句の整理を行い、ほぼ全面改訂に近い形で改訂案を作成いたしました。資料2を2枚めくっていただくと後ろに改訂案をおつけしておりますが、時間の関係で、この横書きの表でポイントだけを御説明させていただきたいと思えます。

表の左側が「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容でございまして、その中でポイントとなる事項を書き上げております。右側に、その手順書への反映状況を記しております。

まず、遺骨収容前のプロセスということで、遺骨収集を行う場合は、遺骨収容を行う前に現地調査をして遺骨の収容場所を決め、遺骨収集団を送り込んで収集をしております。その遺骨収集のための現地調査派遣団は、厚生労働省が保管する資料、海外公文書館から得た資料や現地での証言等の手がかり情報に基づいて収容場所の調査を行っております。その際の現地調査につきまして、これまでも十分な資料がない埋葬地で、現地証言の正確性を確認せずに情報に依存し過ぎたというような指摘もこの会議で受けたところでございますので、現地調査のやり方をきちんと記したところでございます。ここにありますと

おり、戦史や部隊記録などから見た埋葬場所等の妥当性、複数の証言がある場合に様々な資料と照らし合わせた証言の妥当性、現地政府等の見解、遺骨鑑定人の意見など、実施した調査結果をきちんと記録として残して報告書をつくり、厚生労働省は必要に応じて専門家の御意見も伺って、科学的・専門的な知見も踏まえて分析した上で遺骨収容場所を決定するということで、遺骨収容場所の決定について細かく記したところでございます。

続きまして、その下、収集団員に対する収容方法等の事前説明ということで、これまでも実施はしてきているところですが、やり方などに派遣団によってばらつきがあったことから、まず日本を出発する前に派遣団員に実施要領を送付し、事前に説明する機会を設けるなどして収容方法、遺骨収集の流れについて説明を行うこと。また、現地に行ってから、これは具体的な作業の中で記しているの、前後がないので分かりにくいかもしれませんが、収容作業開始時には現地作業員を含めた派遣団員への作業手順等の説明を行うことにしております。ちなみに、ここに「派遣団長等」とあるのですが、「等」というのは、現地へ行きますと分派して複数の班で作業する場合があります。そういう場合は班長がリーダーとなってやりますので、その班長がきちんと毎回派遣団へ手順を説明するということを記しております。

おめぐりいただきまして、次に現地での収容作業ですが、これが今回の大きなポイントでございます。抜本の見直しの中でも触れましたが、まずは日本人の遺骨である蓋然性について判断をする。日本人の遺骨である蓋然性が高い場合にDNA鑑定用の検体を持って帰り、他の部位はそのまま現地で保管。それで鑑定結果が日本人と判断できるものは、次に焼骨して持ち帰るという流れになります。それについて具体的に右側で、派遣団長等は、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断する。これまでは派遣団長と鑑定人とで相談しながらやっていたのですが、その責任が明確でなかったというところがありましたので、ここは現地鑑定人の意見も踏まえ、協議の上、派遣団長が総合的に判断するというようにしております。

その結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断した場合には、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰る。その他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。当然のことですけれども、現地住民等や交戦国の兵士等の遺骨と判定した場合は、御遺骨は日本に持ち帰らないということも書きまして、別の項で、現地の関係者と協議して埋め戻すなどの対応とするということも定めております。

その下の段ですけれども、鑑定用の検体の取り方です。これも派遣団員の誰が取るのかというのをきちんと明記されていなくて、団長の指示の下に指名された人がやっていたり、鑑定人がやっていたりしたのですが、ここは遺骨鑑定人がその形質を見てどの部位か判断できるものを持って帰るということで、下にあります、8ページから10ページで細かく、見つかった遺骨の個性あり、なしなどの状況に応じて、歯に加え、四肢骨または側頭骨錐体部というのを定めたりしております。また、その部位がない場合にも、日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位ということで、遺骨鑑定人が判断した遺骨を持って帰るとい

うことを定めております。

次のページでございますが、鑑定用の検体以外の御遺骨についての保管でございます。これについては、DNA鑑定の結果が示されるまでの間、御遺骨は現地において安全に保管する必要がありますということで、まず、アとして、在外公館での遺骨保管を依頼する。これは外務省との協議は既に始めております。ただし、次にイでございますが、遺骨収集というのは結構奥地で行うことが多いため、在外公館の所在地から遠隔地であることが多数あります。そういう場合は在外公館での保管が適当でないということがありますので、在外公館を通じて相手国政府等に対し、御遺骨の保管場所の確保について協力を依頼します。その場合は、遺骨収集を委託している推進協会または状況によって厚生労働省が在外公館と協力して、現地調査等において遺骨の保管場所を確保するというので、直接地方行政とか公的な機関と交渉して確保をしてまいりたいと思っております。先ほど申し上げましたように、既に外務省とは協議を始めております。

下の送還プロセスでございますけれども、先ほどもちょっと触れたのですが、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断されたものを検体として持って帰るのですが、検体部位の決定、採取は日本側の遺骨鑑定人が行うということを明記させていただきました。

最後に4枚目、遺骨の送還及び焼骨ということの中で、DNA鑑定等の結果、日本人の遺骨であると判定された遺骨を現地で焼骨の上、送還するわけですが、このときに記録をきちんとしろということを書いております。なお、先ほどもちょっと触れましたが、なお書きで、派遣団長等は、日本人の遺骨であると判定された遺骨以外の遺骨は、現地関係機関と協議して再埋葬等を確実にを行うということも、今回明記をさせていただきました。

その他の事項として、個性のない破片状の遺骨の取扱いでございます。日本人の蓋然性は高いと判断されますが、本当に細かい骨しか見つからないケースが時々ございます。それにつきましては、DNAの抽出もできないようなものもあるということなので、その辺の取扱いについて書いたものでございます。遺留品等の状況から日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断した遺骨であるが、遺骨鑑定人が形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状、細かいもの。専門家の方は骨が欠けていてもある程度見ればどの部位か分かるということなのですが、それ以上細かくなったようなものはDNA鑑定の抽出も難しいのではないかという専門家のお話もあったので、DNA鑑定の抽出に適した検体の採取ができないようなものは、現地で焼骨をするということにしています。

ただし、その記録、焼骨の時期については別の事項で定めておまして、見つかったからすぐ焼くということではございません。ほかに見つかった遺骨と同様に記録を取り、焼骨もほかで見つかった御遺骨と一緒にするという整理でございます。

最後ですけれども、DNA鑑定のための検体の採取のところで、今後の検体採取部位の判断に資するため、DNA抽出の結果について、当該検体の採取に従事した日本側の遺骨鑑定人に対し情報を共有する。これは今まで遺骨の形質の鑑定の先生にはDNAのデータとか抽出状況をフィードバックしていなかったものですから、どういう遺骨だったらDNAが取れて、どう

いう遺骨だったらDNAが取れないというところが正確に伝わっていないということがございましたので、これからは遺骨鑑定人の先生にもDNAの状況をお伝えして、情報共有していくということを明記いたしました。

以上、ポイントとなる点だけ整理して御説明をさせていただきました。

私からは以上です。

○犬伏座長 ここまで資料2に基づいて御報告いただきましたけれども、御意見あるいは御質問がございましたら、皆様からお寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○黒沢構成員 すみません、初めて参加させていただくので、既に皆さん御承知のところなのかもしれませんが、1ページ目と申しますか最初のところになります。実施した調査結果を記録として残し、報告書を提出するという事になっておられますが、記録として残すというのは、保存期間とかの定めというのでしょうか、そういうのは何かあるのでしょうか。それだけです。

○犬伏座長 事務局のほうから御回答をお願いいたします。

○佐藤事業推進室長 この表記が主語とかがなくて分かりにくかったと思います。報告書を作成するのは現地調査派遣団が作成をして、それを推進協会または厚生労働省の担当者に提出します。それを整理した上で、厚労省のほうで整理したものは公文書となりますので、その規定に基づいて5年保存だったり、そういう規定で保存をしております。それでよろしいですか。

○黒沢構成員 では、特に一律何年とか、内容によって変わってくるということですね。

○佐藤事業推進室長 内容によって、情報としての整理したものときちんと派遣団報告書というもので5年だったり、3年だったり、分けて公文書の規定をつくっております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

今回、報告書に基づいて、まず第一に見直しがされたということでの遺骨収集事業についての見直しということで、これからこれに基づいて進んでいくこととなりますので、今のところで御質問などございましたら、いかがでしょうか。

次に、遺骨収集の手順に関しますので、オブザーバーの畔上さんや竹之下さんから今の段階で何かございますか。

○畔上氏 今、御説明をいただきまして、収集の方法と現地調査について御意見を申し述べさせていただきます。

まず、遺骨の収集ですけれども、新しい手順書に沿って収集すると。実際には海外は一切できていない状況なものですから、新しい手順書に従ってやった場合、具体的にどういった問題点が出て、また新しい改善点が出るかと期待したのですけれども、それが実際にできていないということでもあります。ですから、これはできた時点で、また早い時期に改善の手段等々を打合せいただければと思います。

もう一点は、もう何回かお願いをしているのですけれども、現地の調査というのがあります。送還までのプロセスが大幅に変わりましたので、遺骨の収集に関する調査の時点で

も、ぜひ検体が取れるものであれば持って帰ってきていただいて、鑑定をしていただきたいという申し入れを何回か会議のほうでもお願いしております。ですから、今後また現地調査の際に、検体の採取が可能なものであれば、収集だけに限らず、現地調査の時点においても持ち帰っていただくように御検討いただければと思います。

以上、収集に関して2点お話をしました。

○犬伏座長 ありがとうございます。

このコロナ禍の状況の中では今、海外の収集が中断しておりますので、この手順書に基づいて行うということがなかなか現実には難しいというところもあります。今後いろいろこの手順書で問題が出たというようなことがありましたら、またこの会議や厚生労働省に投げただけであればと思いますが、そのほかいかがでしょうか。

それでは、また後で御質問も出てこようかと思えますけれども、議事の第3に移りたいと思います。資料3-1、資料3-2、戦没者遺骨収集事業の取組状況について、事務局から御説明いただきたいと思えます。

○佐藤事業推進室長 それでは、資料3-1と3-2について、また私から御説明をさせていただきます。

まず、資料3-1は、遺骨収集事業の基本資料ということでお配りさせていただいております。時間の関係もありますので、概略だけ説明をさせていただきます。

1枚目、遺骨収集事業の概要ということで、海外戦没者概数240万人のうち、御遺骨の収容は約128万柱、未収容の御遺骨が112万柱となっております。内訳として、海没された遺骨が約30万柱、相手国の事情により、これは中国とか北朝鮮などなのですが、これが23万柱あります。それを差し引きますと、未収容と見込まれるのが最大59万柱という状況でございます。

下に行きまして、遺骨収集事業、陸海軍の部隊の復員や引揚げの際に持ち帰った御遺骨も多数ありますが、その後、昭和27年から遺骨収集が始まっております、当時は主要戦域をぐるっと巡って象徴的な遺骨、御遺骨の一部だけを収容しておりました。その後、しばらく中断しております、その間も遺族会や戦友会などによる自主的な収容活動は行われていたのですが、昭和42年から政府としてまた取り組んでいるところでございます。その後、いろいろ収容の形とか予算が変わってきた中で、平成28年には遺骨収集推進法ができて、令和6年度までを現在、集中実施期間として取組をしているところでございます。

おめくりいただきまして、遺骨収容概見図と書いておりますが、主要戦域ごとに御遺骨の収容状況を書いたものです。右側の大きな箱にございますが、各地域、上から順番に亡くなられた方の概数、収容されている御遺骨の概数、一番下がそれを差し引いた未収容ということで、各地域の数字をお示ししております。

右下にございますのは、日本政府として慰霊碑を戦域ごとに立てていますので、その場所を示したものがこのオレンジの五角形でございます。

続きまして3ページです。先ほど申し上げました平成28年に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が成立いたしました。その法律の中で国の責務として、国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施すると。平成28年度から令和6年度までを集中実施期間とするというようなことが定められております。

実施に当たっては、中段ですが、情報収集、遺骨収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人または一般財団法人を厚生労働大臣が指定するとなっておりまして、現在、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定して、遺骨収集を委託して行っております。そこには13団体が所属されている。これが青い囲みの中でございます。これらの団体の御協力を得ながら遺骨収集を進めているところでございます。

4ページは、この間の議論のことで、会議の最初に援護企画課長から御説明した内容と同じでございますので、ここでは省略させていただきます。

5ページは、遺骨収集の本当に大まかな基本的な流れでございます。左側の順に沿ってやっていきます。まず、情報収集、厚生労働省が持っている資料や海外から入手した資料などを調査したり、現地に行って実際に調査をする。または抑留経験者なり戦友、御遺族等からの情報を受けて、それを整理する。それによって御遺骨の場所などを確認できたところで遺骨収集の計画を策定して、次に遺骨収集。実際にはこの情報収集と策定、いろいろな情報がたくさんございますので、全て並行して行っております。

遺骨収集に当たって、今回、①から⑤とある中で、③と④が新たな手法として加わったということで、日本人の遺骨である蓋然性を確認して、それが高いとなった場合には検体のみを持ち帰り、持ち帰った検体の鑑定を行い、日本人であるという判定を行った上で遺骨を日本へ送還するというようになっております。その後DNA鑑定等で身元が特定できた遺骨は御遺族に御返還しますし、特定できなかった遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しているところでございます。これが大まかな流れでございます。

6ページ目、近年の状況でございます。左側に地域別の御遺骨の収容状況をおつけしております。平成30年度までは800から900という年間の収容でございました。昨年度につきましては、昨年夏の夏の報道や我々の公表事業を受けて、一部暫定的に収容の方法を変えました。その結果、先ほど資料1で御説明したカザフスタンのように検体だけを持って帰ったケースもあつたりして、あと派遣を延期したりするものがあつて、さらに、年度末にはコロナの影響で派遣できなくなったというような状況で、元年度は例年の半分ぐらいの収容にとどまっております。

今年度は、硫黄島は遺骨収容を続けておりますが、ほかの地域は、新型コロナウイルスの関係で派遣が中止になっております。

右側ですが、昨年12月に関係省庁連絡会議の中で戦没者遺骨収集推進戦略というものが決定されまして、それによって現地調査を加速化することになりまして、中段の表にありますが、今年度は昨年のほぼ倍の調査を計画しておりましたが、今のところ実行ができていない状況でございます。

次に7ページでございますが、DNAの関係の参考資料です。DNA鑑定用の検体を取るようになったのは平成11年度以降なのですが、私どものほうで持っている検体は今、1万2287検体でございます。その中で抽出済みが1万497ということですが、これの内訳として、既に身元が判明し御遺族に返還できた御遺骨は1,174であります。また、2段目は、昨年9月に公表したロシア9事例のうち7つについては、今年3月に専門技術チームのほうで御決断いただきましたが、日本人ではないのだろうということで、それが460でございます。それ以外に、その9事例のうち残り2事例と、新たに昨年11月、12月に公表した、専門家の先生方に確認したところ、これも日本人ではない可能性があるのではないかと御指摘を受けて、今再度確認を行っている検体が3段目としてございます。

そのほか、差し引きまして8,622につきまして、今後これも全部日本人の遺骨であるかどうかの確認を行うつもりで、今、準備を行っております。

おめくりいただいて、参考資料として8ページ、持っている検体の地域別でございます。この合計数は、先ほどのページにありました御遺族に返還した1,174柱分の検体は差し引いております。それ以外の地域別内訳を御参考にお示ししております。なお、一番下に不明というのがございますけれども、これは下に※で米国とありますが、在米の日本大使館などにアメリカ側から届けられた御遺骨があって、それを受領したりすることがあるのですが、アメリカから提供を受けたときに、いろいろな状況や鑑定から日本人だろうということなのですが、実際にどこで収容されて送還されてきたのかが分からない御遺骨が実はございまして、そういうものは一応、不明ということで整理をさせていただいております。

次に9ページ、身元特定のためのDNA鑑定をどれだけやったかということでございます。年度別に鑑定機関の先生方に依頼した数を御参考に出しております。27年度がちょっと多いのは、戦没者遺骨のDNAにつきましては、以前は御遺族から希望があったときにDNAのデータを抽出してやっていたのですが、今は戦没者遺骨のDNAはデータベース化しております、そのために南方のまだDNA鑑定をやっていなかったものをこの年から依頼し始めたものですから、ここで大幅に数が上がっております。

続きまして、10ページ以降、各地域の取組状況を整理させていただきました。これを全部説明していると時間がかかってしまうので、ポイントとして3か所だけ御説明をさせていただきます。

おめくりいただいて、13ページ、ミャンマーでございます。ミャンマーにつきましては先ほどもちょっと触れましたが、過去に収容された遺骨の中に日本人の遺骨ではない可能性があるという指摘を12月に受けておりますので、現在それについて再確認の調査をしております。これにつきましてはミャンマー政府のほうに通知はしております、今後結果が出次第、ミャンマー政府と取扱いについて協議をしていくこととなっております。

ミャンマー関係の現状の3段目ですけれども、ミャンマーの遺骨収集において29年度に実施したブラバロオ村というところでの現地調査と遺骨収集の際に、現地及び日本側の鑑定人や派遣団長の対応に不十分なところがありまして、見つかった遺骨に人骨と獣骨が混

ざっていたのですが、その整理がきちんとされておらず、獣骨として現地に戻した遺骨の中に人骨が含まれていたことが30年度の現地調査で判明しています。これはその調査でちゃんと人骨と獣骨を再度選別して、日本人である蓋然性が高いと判断された遺骨は持って帰ってきており、獣骨は埋め戻しているのですが、そういう問題がありましたので、この間、当時の派遣団員、民間の協力者の皆さんからお話も聞いて、先ほど御説明しました手順書の中にも、そういうことのないようにということで反映をしているところでございます。

あと、ちょっと飛んで18ページ、インドネシアでございます。インドネシアは平成元年6月にインドネシア側と日本側で協定について署名をして、それに基づいて遺骨収集を行うことになっております。その協定の中で、インドネシアは火葬した遺骨のみ日本に送還が可能ということにされておりますので、ほかの地域と状況が違います。なので、この辺の取扱いについてインドネシアと細かい調整をしなければなりません。ただ、コロナ禍で調整ができていないことと、先方の鑑定を行っていただく研究機関が新型コロナ対策に追われていて、リモートとか書面での対応もちょっと今できないと言われておりまして、調整が遅れている状況です。

続きまして、次のページのフィリピンも、平成22年に問題にされましたフィリピン人の御遺骨が混ざっているのではないかという問題を踏まえて遺骨収集が止まっていたのですが、平成30年5月に協力覚書を取り交わしまして、再開をいたしました。こちらのほうはほかの地域より早く、まず鑑定をして、日本人だと判明したら持ち帰ってよいことになっておりまして、これは今、現地に保管されております。これも結果が出次第、さらにコロナの影響がなくなったら、直ちに取りに行きたいと思っております。

一番下ですけれども、協力覚書以前に収集されて、問題があるのではないかと指摘されていた御遺骨は、フィリピンの国立博物館で保管していただいているのですけれども、これは私どものほうで順次鑑定を行っておりまして、鑑定が終わり次第、取扱いをどうするかということをフィリピン側と協議することになっております。今鑑定中ということですが、国立博物館に我々の専門の先生に行っていただいて鑑定しているのですけれども、それも今、コロナで止まってしまったので、それが解消され次第、またその鑑定作業を続けていきたいと思っております。

続きまして、資料3-2でございます。昨年12月の関係省庁連絡会議でつくった先ほど申し上げました推進戦略の中で、推進戦略も後ろにおつけしてありますけれども、沈没した艦船の御遺骨について基本的な考え方の再確認や技術面・安全面の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁との会合を開催して、令和2年夏までに取組の考え方を整理することになっておりました。これまで沈没した艦船の御遺骨につきましては、技術面・安全面の制約があったことと、ただ、例えば観光ダイバー等の目に触れるなど御遺骨の尊厳が損なわれる場合は、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施してきたところでございます。

今回、先ほど申し上げましたとおり、推進戦略の中でのことを踏まえ、検討を重ねてまいりました。新型コロナウイルスの感染で、会合は持たずに個別に関係団体等の方とお会いして、ヒアリングして整理をさせていただきました。その中で関係者の方の御意見として、技術面・安全面については、通常の潜水ができるのは今、40メートルまでは可能になっていると、以前より深くまで潜れるようになってきているということです。ただ、飽和潜水という技術を使えば、さらに深く潜ることも可能ではあると。今申しましたように一般的には40メートル程度で、ただ、閉鎖された空間は非常に危険なので基本的に艦船の中に入ることはなく、潜った方が御遺骨を目にすることはないのではないかと御意見がございました。一般的なダイバーとしては、やはり中部太平洋地域が多いということで、ここに書いてあるような地域でございます。

御遺骨の情報収集ということで、御意見として、現地ガイドの情報網をもっと活用すべきだと。中には、外国の方は日本が遺骨収集をやっていることを知らない方もいるということで、そういうところは積極的に連絡してもらいなど周知をするべきだという御意見がありました。

また、御遺族などの関係の方からは、海が墓場だという考え方もある一方で、やはり観光ダイバーなどの目に御遺骨がさらされる場合には遺骨収集を進めてほしいというような御意見もございました。

このようなヒアリングなどを行ってまいりまして、やはり沈没した艦船の遺骨収集を行うには技術面・安全面の制約がまだまだあるということなので、これまでどおり御遺骨の尊厳が損なわれている場合に、技術面・安全面の検討を行った上で収容を実施することとしております。

一方で、今後は、御遺骨を目にする可能性のある事業者との連携を進め、積極的に情報収集を行いたいと。在外公館の協力を得て関係事業者に情報提供を呼びかけるなどしております。特に潜水関係者には、遺骨収集事業の周知、情報提供の呼びかけを行っていきたいと思っております。具体的に既に私どもでパンフレットなどを作って、外務省を通じて在外公館などに依頼を始めておりまして、既にミクロネシアなどでは現地のダイバーのショップだとかに情報提供を呼びかけるというのを行い始めていただいておりますので、そういうのをどんどんほかの地域でも広げていきたいという考えでございます。

概要を1枚目の紙で御説明しましたが、後ろに3ページ物で今の基本的考え方を整理してございます。後ろに御参考までに、これまでに政府が実施した遺骨収集で収容した数。最後に、最初に申し上げました昨年12月の推進戦略。推進戦略の中で、今年は何をやるかという実施計画がありますので、沈没艦船とは関係ありませんが、一緒につけてございます。

簡単ですが、3-2の説明を終わらせていただきます。

○犬伏座長 それでは、議題3の戦没者遺骨収集事業の取組状況についてということで、資料3-1、3-2について御説明いただきましたけれども、これまでの事務局からの説

明に対して御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞお願いします。

○熊谷構成員 3-1の関係の7ページですが、今年、コロナ禍でなかなか新しく御遺骨を収集することができないという中で、過去に既に検体としてこちらのほうに集まっているもの、その他で8,622という数字について、今後、日本人の遺骨であるかの確認を行うこととしているとあるのですが、具体的に今年この程度進めていくであるとか、何かそういった計画等があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうから。

○橋本鑑定調整室長 今御質問のごございました身元特定のためのDNA鑑定の実施状況、その他の8,622でございますけれども、こちらにつきましては、これまでDNA鑑定人会議の中で遺族とのいわゆるマッチングに用いたものも含まれています。昨年のロシアの事例を踏まえまして、今持っていますこちらの8,622につきましては、日本人であるかどうかの確認を今般委託という形で、実際、先ほど私が御説明しましたように所属集団の判定につきましては、①はSTRに用いてウェブ上のサイトをアクセスし、どのグループに属しているかどうか。さらに②で次世代シーケンサによる分析、こういったような2段階の方法を取るといことで御説明させていただきましたけれども、まずは①のSTRを用いて全国的にあるサイトからデータベースを参照して行うということで、8,622、約1万と言っていますけれども、それを現在取りかかっている状況でございます。

○熊谷構成員 全部ですか。

○橋本鑑定調整室長 そうです。

また、その結果報告につきましては、この会議を用いて御報告したいと思っておりますけれども、現在の段階では、取組中ということで御了解いただければと思います。

○犬伏座長 よろしゅうございましょうか。

そのほか御質問を。

○浜井構成員 2点ございます。

まず1点目ですが、今年度に関しては、コロナの影響で海外における現地調査あるいは収集事業が相当困難な状況にあると思っておりますが、それによって今年度立てていた年次計画も大幅な修正がなされているということだと思います。もちろん今年度もそうなのですが、例えば今年度いっぱいこの状況が変わらず、実施が難しいということも想定される中で、そうなった場合、遺骨収集の事業全体の計画というか戦略というものにもそれは関わってくるのだらうと思います。

今御説明いただいた資料3-1で言いますと、6ページに、いわゆる推進戦略を踏まえて、令和2年度では現地調査回数の計画として59とありますけれども、それがかなり少なくなってしまうといった場合に、例えば令和2年度から令和4年度まで3年間で実施すると考えていた3年間計画も見直さなければいけないということになってくると思います。

したがって、コロナの影響がどこまで拡大していくのかというのはもちろん分かりませ

んが、当面の計画を見直すのもそうなのですが、集中実施期間とか推進戦略に係る3年とか5年ぐらいで見ている計画にも大きく影響することになりますので、これの見直し作業を併せて進めていただきたいと思います。もし、その点について何か見通しがあればお答えいただければと思いますが、まずはコメントとさせていただきます。

もう一点は資料3-2で御説明のありました沈没した艦船の遺骨収集についてです。今の御説明はよく理解できたところではありますが、これをもし実施するとなると、それなりにまた費用面でも負担が出てくるのだらうと思います。こうした新しい考え方にのっとって、例えば来年度から新たに予算措置を考えているとか、そういったことを今、検討されているのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 それでは、浜井構成員から2点についての御質問がありました。まず第1点は、体制、計画の見直しについての具体的なお考えがあるかということ。それから、沈没船関係ということで2つありましたけれども。

○伊澤援護企画課長 まず1点目でございます。恐らく、構成員がおっしゃっていることは、短期的な面と中期的な面と両面あるかと思います。短期的な面で申し上げますと、おっしゃっているようにコロナが今年度の後半とか来年度もどうなるか、まだ見通せていない中ではございますけれども、いずれコロナを前提としながらも、一定の条件の下で遺骨収集を実施するというような時期も来ようかと思います。そういったときに、順次再開しながら今年度、あるいは来年度の一部できなかったものを、残された期間でどういうふうに計画的に、どこまでリカバリーできるかというのをまず短期的に考えていかなければならない課題だと思います。

また、おっしゃっている、むしろ中期的な問題ですね。推進期間の終了との関係というのは議員立法でできている法律事項でもございますので、まだ軽々に今の時点で、さっき申し上げました短期的なものの整理もせずにそういったことを言うにはまだちょっと早過ぎる段階だと感じております。まずは短期的なものをしっかりやって、この場でも御報告して、実績も見えていただきながら、中期的な問題というのはその後、いろいろな関係者とも御相談しながら考えていかなければいけないような課題かなと思っています。まずは短期的な面でどこまで計画の実現できていない部分を今後の中でしっかりやれていくかというのを整理していくのが我々のスタンスかなというか、まずやらなければいけないことかなと思っています。

○犬伏座長 浜井構成員、いかがでしょうか。

○浜井構成員 ありがとうございます。

もちろん短期的なことが分からない中で進めるというのは難しいと思いますが、一方で推進法が2024年度、令和6年度で集中期間が終了するというところで、あと5年というか正味4年ということになってきます。そこを常に念頭に置いて全体的な計画を考えていかないと、事業の積極的かつ効率的な推進というのはなかなか難しいだらうと思います。もち

ろん短期的の後に中期的という整理の仕方も分かりますけれども、これは並行して考えていただきたいということでございます。

○伊澤援護企画課長 すみません。ちょっと私の説明が言葉足らずだったと思います。御指摘のとおりに並行して考えていかなければならない課題というのはもちろんのことでございます。その上で、中期的に並行して考えていくようなものをどうやっていろいろな場で必要に応じて議論の俎上にのせていくかということを考えてときに、まずは短期的なものの絵姿を見た上で、初めて並行して考えていたような中期的な絵姿についても御相談する機会が来るのかもしれないなというような意味で申し上げます。

ちょっと今の時点で、短期ができませんから延ばしますみたいな議論をするには、さすがにまだまだ我々の努力もした上でないと議論できない。距離感というか、まだ時期的な問題としてはまだ早いかなと感じております。

○犬伏座長 浜井構成員、いかがでしょうか。

○浜井構成員 しっかりと検討して、この有識者会議に報告をしていただきたいと思ます。

○犬伏座長 コロナ禍で少し見通しの悪いところもございすけれども、浜井構成員から御指摘というか御提案といったこともありますので、その都度この会議に御報告いただければと存じます。

それでは、第2点の沈没船関連で、事務局、どなたか。

○佐藤事業推進室長 沈没艦船の件に関しましては、来年度予算につきましては今、概算要求の検討中ですので、まだそこははっきり申し上げられませんが、例えば今年、予算措置されていないのですが、トラック諸島での調査を予定しております。コロナでできるかどうか分からないのですが、そのように情報があれば臨機応変に調査をしていきたいと考えております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

そのほか、取組についての御意見はございますでしょうか。御質問も含めていかがでしょうか。なかなかコロナ禍の中で取組も計画どおり進まない部分もあろうかと思ます。

それでは、最後はその他ということで議題がございすけれども、その他について、事務局からは何か予定されているものがございすでしょうか。

○伊澤援護企画課長 事務局として、その他という形で具体的に用意したものはございません。その他というのは、まさに今日我々のほうで用意させていただいたもの以外何でも、有識者の会議ですので、御意見賜ればという趣旨で設けております。

○犬伏座長 分かりました。

それでは、今、議題を3つ進めてまいりましたけれども、全体にわたる御意見や、これまでのことについて質問をしそびれたというようなことがございましたら、ぜひこの場で御質問、御発言を願いたいと思ますが、いかがでしょうか。

○浜井構成員 それでは、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今日の議題として御説明をいただいた事業の抜本的な見直しに関する取組状況ということで、収容・鑑定体制の見直し、そして体制の整備ということで御説明をいただいたわけなのですが、最初の柱であるガバナンス強化に関して1点確認をさせていただきたいと思います。

前回の会議で私のほうから確認というか質問をさせていただいたのですが、今後のこの事業において、遺骨収集事業統括チームというものが非常に重要になってくるだろうという指摘が前回の会議でありました。前回の御説明によると週に1回ぐらい開いているということで、それについての記録等はきちんと残してくださいという要望を出しておいたのですが、それはしっかりと記録等がなされているかどうかということについてお尋ねしたいというのが1点でございます。

もう1点は、もし可能であればということではありますが、現在、コロナの状況によってなかなかこの事業、実際に派遣をするというのは非常に困難な状況にあるかと思うのですが、現在、推進協会において、派遣がなかなかできないという状況の中で、こういったことを中心に事業されているかということについて、もし何か御説明いただけるものがあれば、御説明していただきたいということでございます。

以上でございます。

○犬伏座長 それでは、ガバナンス強化の点についてお願いします。

○伊澤援護企画課長 1点目でございます。今、浜井構成員から御指摘いただいたものを私どもも受け止めておりまして、御指摘のとおりしっかり、会合を開くごとにこういったことを会合の中で話したかというものは文書として作成して残しております。ただ、今日も説明しましたように、具体の収容事業の進捗管理もイメージしていたと思うのですけれども、今、実際に派遣ができていませんので、その部分は正直あまり議論の対象にはなっていないのですが、そのほか今日御報告申し上げたような鑑定センターの関係ですとか、そういったことも当然、コロナ下で話し合われておりますので、そういった事項などを含めて文書化しております。

御指摘いただいたように週1回ぐらiyorっているものですから、毎週同じような議題を対象としながらちょっとずつ進んでいるような形のもので、毎回分をお見せするのはさすがに繁雑な感じもいたします。何らか、例えば年度末まで終わってまとめたり、何か機会を見つけてサマリーみたいな形のものでしっかり有識者会議にも御報告したいと思っております。毎週のものを一々お見せするほどの内容というか、量も今ないので、何らかの形ではしっかり今日のように御報告の機会量も今ないので、を設けたいと思っております。これが1点目に関してでございます。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

それでは、まとまったところでこの会議にも御紹介いただければと思います。

2点目のほうをオブザーバーのお二人から、私どもも現状がなかなか分からないものですから、御報告あるいは悩みの種というようなことも含めてお話しいただければと思いま

す。

○竹之下氏 遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

2年度は予算も増額していただいて、張り切って仕事に邁進できるという予定だったのですが、1月からコロナの問題で、外国から来てくれるなどというような内容も入ったりしまして、事実上、年明け1月にミャンマーに行ったのが最後で、あとは海外では実施できておりません。現在は専ら、硫黄島の調査と遺骨収集を従来計画どおりやっています。むしろ硫黄島のほうは調査の人数を増やして参加しておりまして、そこだけが今、本来の事業の対象になっていますので、それを鋭意進めております。

そのほかの行けなくなった人員、時間はどうしているかということなのですが、以前は非常に人が少なくて十分な研修、引き継ぎも行えずに、次から次に行くということが多かったのですが、最近はいろいろ研修ということに力を入れまして、従来できていなかった一般的な事務の研修であるとか、あるいは海外に行った先でのいろいろな出来事もありましょう、事故もありましょうから、救命の研修とか、あるいはAEDの使い方とか、ちょうどこの時期なのであまり大人数でやれないということで、同じ研修を消防署に3回ぐらい来ていただいて、3つの班に分けてやるとか、そういうことをやっております。

さらに、お骨の勉強についても、厚生労働省で主催していただいた骨学研修もさることながら、染田先生の教室へも五、六人ずつ手分けして通いまして、現在どのようなやり方で検体を取るとか、あるいは今後の安定同位体の研究の方向とかいうことを学んだりしております。

さらに、経験の多い者から経験の浅い者に対してお骨の研修をしたり、あるいは過去の遺骨収集の参加の経験談を話すとかいう形で、取りあえず今は行けないから、なるべく十分に力をつけておきたいというような体制で、いずれ行ける日を待っております。

以上でございます。

○犬伏座長 畔上さんからは特に大丈夫ですか。お願いします。

○畔上氏 いろいろ御意見伺いまして、まず、先ほど浜井構成員からありましたように、これは推進法でいくとあと4年半ぐらいですね。実際にその期間で収骨するのはもうかなり無理だと思います。したがって、その先のことは推進協会に限らず進めていかなければいけないだろうと思います。

それとともに、今回いろいろ手順が変わりまして、DNAの鑑定が大きなウエートを占めています。もともと遺族のほうとしては、DNA鑑定というのは個人を特定すべきというふうな観点でずっとしてきたものが、ここ1年ぐらいで急に変わりまして、いわゆる所属集団の鑑定も入ってきています。その作業も余分に入ってきております。いずれにいたしましても、その作業を含めて今後検証していかなければいけないのでしょうかけれども、こういう時期はこういう時期なのですけれども、実際に今、この抽出数から見ても、まだまだいわゆる検体として未調整といえますか、残っている分がこれだけあるわけですね。

さらに今度、遺骨収集が実際にできた場合に、もっと検体数が増えてくるという場合に

は、厚生労働省のほうにセンターができていろいろ配慮いただくと思うのですが、現在の姿勢ではとても追いついていかないのかなと思います。その辺を今のうちに、まずしっかりスピード感を持って、スピーディーに、いかにこの検体と照合ができるのか。これは前もお話ししましたが、日本に限らずDPAAとか、あるいはほかの国のそういう団体があれば協力しながら、今こういう時勢なのでそれがいきなりはできないと思いますけれども、そういう段取り、あるいは検査機関を増やす等々を踏まえていかないと、検体ばかりどんどんたまって、その数だけで増えていく。適合できないままの数が残るという懸念があります。

推進法では令和6年ですからあと4年半ですが、その辺は厚労省がいろいろ準備をしてもらっていると思いますが、しっかりとスピード感を持って対処していただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 オブザーバーの浅村先生、何かセンターとしての現在の状況とかがございましたら。

○浅村氏 参考までにというぐらいなのかもしれませんが、先ほどタラワのところで日本人であるという、個人の特定に至ったのが2例あるというお話が出たと思うのですが、この鑑定に関しては、通常は日本人であるかどうかというのは日本の中だけで分析しているのですが、このタラワに関しては、韓国と日本で分析をして、もしくはアメリカがそこに判断を加える、あるいはアメリカも分析するというような他国も入った鑑定になっているのですが、残念ながらと言っていいかどうか分からないのですが、アメリカにしても、韓国にしても、国家機関がDNAの分析をしております。

御存じのとおり、日本に関して言うと、今、12大学がこの鑑定を担っているところで、これは昨年等のほかの会議でもお話しさしあげているのですが、大学が鑑定をするということは、大学は教育研究機関ですので、鑑定機関ではないので、業務の合間を縫って協力させていただいているということになっています。残念ながら、人がつかない限りは鑑定数というのも限界がかなりある。現在、大学機関の鑑定を見ておきますと、皆さん非常に努力していただいているところなのですが、やはり進んでいかないのはマンパワーの問題に限界があったり、あるいは分析するにも場所がなければ機械を置くこともできない。いわゆる大学に委ねているという構造にちょっと限界が来ているところだと思うのです。

幾つかの打開策があるかとは思いますが、各大学でできる分析は少ないけれども、大学数を増やすことで数を増やしていこうと。ただ、これに関して言いますと、実際こういう専門としている大学というのは非常に少なく、現在の12大学から増えたところで数大学ではないかなと思っています。ということから考えると、今後は各大学に人をつけるというような配慮をしていただくか、先ほどちょっとありましたように、厚労省の中にそういう分析センターみたいなものをつくって、分析数をふやしていくというようなことも必

要なのかなと。

もう一つ、非常に危惧しているのが、鑑定を今している先生方がだんだん年齢も高くなっていて、大学を引退されている先生も中にはいらっしゃいます。そうなると、後身を今の段階で育てていかないと、ますます困難な事業になってしまうのかなというような危惧が非常にありますので、こういうことも含めて、センターの中では今後について拡大をしていくにはどうしたらいいのかということをお話ししていきたいと思うのですけれども、ぜひこの会議の中でも何か御意見等があれば頂戴できればなと思っております。

○犬伏座長 ありがとうございます。

浜井構成員、いろいろなお話が出てきましたけれども、よろしいでしょうか。何か御提案、御意見がありましたら。

○浜井構成員 ありがとうございます。

推進協会の今の悩みとかそういったことも伺えましたし、遺族会からの御要望というのを真摯に受け止めなければいけないと思います。ぜひスピード感を持ってやるというのがこの法律の趣旨でありますので、その原則だけはぶれることなく、やっていく必要があるかと思えます。

また、浅村先生からの今の御説明は非常に重要な点だと思っております。この会議の中でも何度も議論されているところではございますが、鑑定に必要な人的な体制をどう整備していくのかということは、この抜本的な見直しでもかなり強調されていたところであります。

この点について、鑑定センターをつくったというところから今、スタートを切ったのだと思いますが、後身の育成とか、あるいは行く行くは厚労省の中に分析センターというか、実際にそれをやる装置を設置して、そこで集約的にやっていくとか、そういった構想も今まで出てきたかと思えます。もちろんそういったことを検討されているとは思いますが、それにきちんと予算をつけて、実際にきちんと、人材の育成とかそういったことをこの半年で、あと数か月でということはなかなか難しいと思いますが、中期的な視点でぜひこれを取り組んでいるという姿勢を見せていただいて、この会議で御報告をいただきたいと思えます。

取りあえず以上でございます。

○犬伏座長 ほかに御質問、御意見ございませんでしたでしょうか。

黒沢構成員におきましては本日初めてということで、もし何か追加的な御質問とかがございましたら。よろしいでしょうか。

○黒沢構成員 特に現在ございません。

○犬伏座長 ほかに御質問、御意見がないようでしたら、質疑はここまでとさせていただきます。

事務局から連絡事項がありましたら、よろしく申し上げます。

○中村補佐 次回の会議の開催時期につきましては、別途御相談させていただきますので、

よろしく願いいたします。

以上です。

○犬伏座長 予定していた時刻より若干早いようですけれども、いろいろな忌憚のない御意見をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回「戦没者遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。本日はありがとうございました。